令和5年11月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年11月7日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社Ｉ交通（法人番号：3050001019445）　代表者　今泉　晴夫
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県古河市坂間195-6 （本社営業所）茨城県古河市坂間195-6
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　200日車 輸送の安全確保命令
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和4年11月9日、令和4年11月16日及び令和4年12月1日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)点呼記録の不実記載(運輸規則第24条第5項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　20点 当該事業者の累積点数　20点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)